

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	23 介護保険事業の取扱い	関係項目	介護保険
調整の内容	<p>第2期事業計画は、合併時に両市町の計画を踏襲して一本化。併せて策定・進行管理組織の調整も行う。第3期事業計画については新市として策定する。</p> <p>保険料の賦課時期、納期限、督促手数料及び延滞金については、堺市の例による。</p> <p>保険給付の内容及び利用者負担の減免等については、両市町に相違がないため現行どおりとする。</p>		
現 況			
堺 市		美 原 町	
<p>1 介護保険事業計画の策定及び進行管理</p> <p>(1) 事業計画 3年ごとに5年を1期とする保険給付の円滑な実施に関する計画を策定し、その進行管理を行う。</p> <p>2 保険料の納付</p> <p>(1) 保険料の賦課期日 毎年度4月1日</p> <p>(2) 督促手数料 保険料を各納期限までに納付がなかった被保険者に対して督促を行うが、手数料は賦課していない。</p> <p>(3) 延滞金 納期限後にその保険料を納付する場合、一定の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満である時は、当該端数又はその全額を切り捨てる。</p>		<p>1 介護保険事業計画の策定及び進行管理</p> <p>(1) 事業計画 3年ごとに5年を1期とする保険給付の円滑な実施に関する計画を策定し、その進行管理を行う。</p> <p>2 保険料の納付</p> <p>(1) 保険料の賦課期日 毎年度4月1日</p> <p>(2) 督促手数料 保険料を各納期限までに納付がなかった被保険者に対して督促を行った場合、1件50円の手数料を賦課する。</p> <p>(3) 延滞金 納期限後にその保険料を納付する場合、一定の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額が10円未満である場合においては、この限りでない。</p>	
調 整 の 具 体 的 内 容			
<p>合併後における第2期事業計画の見直し(特に平成17年度)について、合併前の計画を踏襲したうえで一本化する。平成18年度以降の第3期事業計画については、新市として策定。</p> <p>保険料の賦課期日については、両市町において相違がないため、現行のとおりとする。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p>			

堺市・美原町合併協議会の調整内容
 専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	23 介護保険事業の取扱い	関係項目	介護保険
調整の内容	第2期事業計画は、合併時に両市町の計画を踏襲して一本化。併せて策定・進行管理組織の調整も行う。第3期事業計画については新市として策定する。 保険料の賦課時期、納期限、督促手数料及び延滞金については、堺市の例による。 保険給付の内容及び利用者負担の減免等については、両市町に相違がないため現行どおりとする。		
現 況			
堺 市		美 原 町	
(4) 納期 普通徴収 第1期 4月1日～4月30日まで 第2期 5月1日～5月31日まで 第3期 6月1日～6月30日まで 第4期 7月1日～7月31日まで 第5期 8月1日～8月31日まで 第6期 9月1日～9月30日まで 第7期 10月1日～10月31日まで 第8期 11月1日～11月30日まで 第9期 12月1日～12月25日まで 第10期 1月1日～1月31日まで 第11期 2月1日～2月末日まで 第12期 3月1日～3月31日まで 特別徴収 老齢年金の額が一定額以上の者は、年金支給時	(4) 納期 普通徴収 第1期 4月1日～4月30日まで 第2期 5月1日～5月31日まで 第3期 6月1日～6月30日まで 第4期 7月1日～7月31日まで 第5期 8月1日～8月31日まで 第6期 9月1日～9月30日まで 第7期 10月1日～10月31日まで 第8期 11月1日～11月30日まで 第9期 12月1日～12月31日まで 第10期 1月1日～1月31日まで 第11期 2月1日～2月末日まで 第12期 3月1日～3月31日まで 特別徴収 老齢年金の額が一定額以上の者は、年金支給時	調整の具体的内容 保険料の納期については、堺市の例による。(12月分のみ調整)	

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	2 3 介護保険事業の取扱い	関係項目	介護保険
調整の内容	<p>第 2 期事業計画は、合併時に両市町の計画を踏襲して一本化。併せて策定・進行管理組織の調整も行う。第 3 期事業計画については新市として策定する。</p> <p>保険料の賦課時期、納期限、督促手数料及び延滞金については、堺市の例による。</p> <p>保険給付の内容及び利用者負担の減免等については、両市町に相違がないため現行どおりとする。</p>		
現 況			
堺 市		美 原 町	
<p>3 保険給付の内容</p> <p>(1) 居宅サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> 訪問介護(ホームヘルプサービス) 訪問入浴介護(入浴サービス) 訪問看護(居宅における看護) 通所介護(デイサービス) 短期入所生活介護(福祉施設のショートステイ) 痴呆対応型共同生活介護(グループホーム) 特定施設入所者生活介護(有料老人ホーム等での介護サービス) 福祉用具貸与(介護用ベッド、車いす等の貸与) 福祉用具購入(入浴、排泄用機器等の購入) 住宅改修(手すりの設置、段差の解消等) 訪問リハビリテーション(居宅における機能訓練) 居宅療養管理指導(医師等による療養上の管理、指導) 通所リハビリテーション(デイケア) 短期入所療養介護(医療施設のショートステイ) 居宅介護支援(ケアプランの作成) <p>(2) 施設サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) 介護老人保健施設(老人保健施設) 介護療養型医療施設(療養型病床群) 	<p>3 保険給付の内容</p> <p>(1) 居宅サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> 訪問介護(ホームヘルプサービス) 訪問入浴介護(入浴サービス) 訪問看護(居宅における看護) 通所介護(デイサービス) 短期入所生活介護(福祉施設のショートステイ) 痴呆対応型共同生活介護(グループホーム) 特定施設入所者生活介護(有料老人ホーム等での介護サービス) 福祉用具貸与(介護用ベッド、車いす等の貸与) 福祉用具購入(入浴、排泄用機器等の購入) 住宅改修(手すりの設置、段差の解消等) 訪問リハビリテーション(居宅における機能訓練) 居宅療養管理指導(医師等による療養上の管理、指導) 通所リハビリテーション(デイケア) 短期入所療養介護(医療施設のショートステイ) 居宅介護支援(ケアプランの作成) <p>(2)施設サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) 介護老人保健施設(老人保健施設) 介護療養型医療施設(療養型病床群) 	<p>保険給付の内容については、両市町において相違がないため、現行のとおりとする。</p>	

堺市・美原町合併協議会の調整内容
 専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	23 介護保険事業の取扱い	関係項目	介護保険												
調整の内容	第2期事業計画は、合併時に両市町の計画を踏襲して一本化。併せて策定・進行管理組織の調整も行う。第3期事業計画については新市として策定する。 保険料の賦課時期、納期限、督促手数料及び延滞金については、堺市の例による。 保険給付の内容及び利用者負担の減免等については、両市町に相違がないため現行どおりとする。														
現 況															
堺 市		美 原 町													
4 地域区分 給付に係る1単位あたりの単価		4 地域区分 給付に係る1単位あたりの単価													
<table border="1"> <tr> <td>居宅療養管理指導、福祉用具貸与</td> <td>1,000/1,000</td> </tr> <tr> <td>訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護</td> <td>1,040/1,000</td> </tr> <tr> <td>訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、痴呆対応型共同生活介護、特定施設入所者生活介護、居宅介護支援</td> <td>1,060/1,000</td> </tr> </table>	居宅療養管理指導、福祉用具貸与	1,000/1,000	訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護	1,040/1,000	訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、痴呆対応型共同生活介護、特定施設入所者生活介護、居宅介護支援	1,060/1,000		<table border="1"> <tr> <td>居宅療養管理指導、福祉用具貸与</td> <td>1,000/1,000</td> </tr> <tr> <td>訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護</td> <td>1,024/1,000</td> </tr> <tr> <td>訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、痴呆対応型共同生活介護、特定施設入所者生活介護、居宅介護支援</td> <td>1,036/1,000</td> </tr> </table>	居宅療養管理指導、福祉用具貸与	1,000/1,000	訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護	1,024/1,000	訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、痴呆対応型共同生活介護、特定施設入所者生活介護、居宅介護支援	1,036/1,000	
居宅療養管理指導、福祉用具貸与	1,000/1,000														
訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護	1,040/1,000														
訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、痴呆対応型共同生活介護、特定施設入所者生活介護、居宅介護支援	1,060/1,000														
居宅療養管理指導、福祉用具貸与	1,000/1,000														
訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護	1,024/1,000														
訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、痴呆対応型共同生活介護、特定施設入所者生活介護、居宅介護支援	1,036/1,000														
5 減免等		5 減免等													
(1) 訪問介護利用者負担額減額 介護保険制度施行時の低所得である訪問介護利用者について、その負担額を減額する。		(1) 訪問介護利用者負担額減額 介護保険制度施行時の低所得である訪問介護利用者について、その負担額を減額する。													
(2) 社会福祉法人利用負担額減額 当該事業を行う社会福祉法人が、自ら提供する訪問介護、通所介護及び入所サービスを利用する特に生活の困難な者の負担額の二分の一を減額する。		(2) 社会福祉法人利用負担額減額 当該事業を行う社会福祉法人が、自ら提供する訪問介護、通所介護及び入所サービスを利用する特に生活の困難な者の負担額の二分の一を減額する。													
(3) 高額介護サービス費の支給 利用者負担(世帯合算)額が一定額を超えた場合、その超えた額を支給する。		(4) 高額介護サービス費の支給 利用者負担(世帯合算)額が一定額を超えた場合、その超えた額を支給する。													
<table border="1"> <tr> <td>一般世帯</td> <td>37,200円</td> </tr> <tr> <td>住民税非課税世帯</td> <td>24,600円</td> </tr> <tr> <td>住民税非課税世帯に属する老齢福祉年金受給者及び生活保護の被保護者</td> <td>15,000円</td> </tr> </table>	一般世帯	37,200円	住民税非課税世帯	24,600円	住民税非課税世帯に属する老齢福祉年金受給者及び生活保護の被保護者	15,000円		<table border="1"> <tr> <td>一般世帯</td> <td>37,200円</td> </tr> <tr> <td>住民税非課税世帯</td> <td>24,600円</td> </tr> <tr> <td>住民税非課税世帯に属する老齢福祉年金受給者及び生活保護の被保護者</td> <td>15,000円</td> </tr> </table>	一般世帯	37,200円	住民税非課税世帯	24,600円	住民税非課税世帯に属する老齢福祉年金受給者及び生活保護の被保護者	15,000円	
一般世帯	37,200円														
住民税非課税世帯	24,600円														
住民税非課税世帯に属する老齢福祉年金受給者及び生活保護の被保護者	15,000円														
一般世帯	37,200円														
住民税非課税世帯	24,600円														
住民税非課税世帯に属する老齢福祉年金受給者及び生活保護の被保護者	15,000円														
調整の具体的内容 両市町の間には差があるが、この統合に関しては厚生省告示の改正を待たねばならず、今後府と連携し国へ働きかけていく。 参考「厚生大臣が定める1単位の単価を定める件」(平成12年厚生省告示第22号) -備考「(略)平成15年4月1日において当該地域に係る名称によって示された地域をいい、その後における当該名称及び当該区域の変更によって影響されるものではない。」 保険料・利用料等の減免内容については、両市町において相違がないため、現行のとおりとする。															

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	23 介護保険事業の取扱い	関係項目	介護保険												
調整の内容	<p>第2期事業計画は、合併時に両市町の計画を踏襲して一本化。併せて策定・進行管理組織の調整も行う。第3期事業計画については新市として策定する。</p> <p>保険料の賦課時期、納期限、督促手数料及び延滞金については、堺市の例による。</p> <p>保険給付の内容及び利用者負担の減免等については、両市町に相違がないため現行どおりとする。</p>														
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容													
堺 市		美 原 町													
<p>(4) 標準負担額 施設入所時の食事に係る負担額を減額する。</p> <table border="1" data-bbox="145 646 846 805"> <tr> <td>一般世帯</td> <td>780 円</td> </tr> <tr> <td>住民税非課税世帯</td> <td>500 円</td> </tr> <tr> <td>住民税非課税世帯に属する老齢福祉年金受給者及び生活保護の被保護者</td> <td>300 円</td> </tr> </table>		一般世帯	780 円	住民税非課税世帯	500 円	住民税非課税世帯に属する老齢福祉年金受給者及び生活保護の被保護者	300 円	<p>(4) 標準負担額 施設入所時の食事に係る負担額を減額する。</p> <table border="1" data-bbox="904 646 1606 805"> <tr> <td>一般世帯</td> <td>780 円</td> </tr> <tr> <td>住民税非課税世帯</td> <td>500 円</td> </tr> <tr> <td>住民税非課税世帯に属する老齢福祉年金受給者及び生活保護の被保護者</td> <td>300 円</td> </tr> </table>		一般世帯	780 円	住民税非課税世帯	500 円	住民税非課税世帯に属する老齢福祉年金受給者及び生活保護の被保護者	300 円
一般世帯	780 円														
住民税非課税世帯	500 円														
住民税非課税世帯に属する老齢福祉年金受給者及び生活保護の被保護者	300 円														
一般世帯	780 円														
住民税非課税世帯	500 円														
住民税非課税世帯に属する老齢福祉年金受給者及び生活保護の被保護者	300 円														
<p>(5) 特別養護老人ホーム旧措置入所者に係る特定標準負担額・特定利用者負担額 介護保険制度施行前から老人福祉法の措置により入所していた者に係る標準負担額及び利用者負担額の特例。</p> <p>(6) 災害等特別な事情により保険料の納付が困難となった者の保険料額を減免</p> <p>(7) 家族介護慰労金の支給 住民税非課税世帯で、介護保険のサービスを1年以上利用していない要介護4又は5の在宅高齢者を介護している同居の家族に支給する。</p>		<p>(5) 特別養護老人ホーム旧措置入所者に係る特定標準負担額・特定利用者負担額 介護保険制度施行前から老人福祉法の措置により入所していた者に係る標準負担額及び利用者負担額の特例。</p> <p>(6) 災害等特別な事情により保険料の納付が困難となった者の保険料額を減免</p> <p>(7) 家族介護慰労金の支給 住民税非課税世帯で、介護保険のサービスを1年以上利用していない要介護4又は5の在宅高齢者を介護している同居の家族に支給する。</p>													

堺市・美原町合併協議会の調整内容
 専門部会名 健康福祉専門部会

協定項目	23 介護保険事業の取扱い	関係項目	介護保険																																																
調整の内容	当面はそれぞれの制度を存続し、次期事業運営期間に入る平成18年度から統一する。																																																		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容																																																	
堺 市		美 原 町																																																	
保険料の納付 (1) 第1号被保険者(65歳以上の者) 所得段階別年額保険料 (円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>段階</th> <th>対象者</th> <th>保険料率</th> <th>保険料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td>老齢福祉年金受給者等</td> <td>基準額 × 0.5</td> <td>22,200</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>住民税非課税者(世帯全員が非課税)</td> <td>基準額 × 0.75</td> <td>33,300</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>住民税非課税者(本人が非課税)</td> <td>基準額 × 1.0</td> <td>44,400</td> </tr> <tr> <td>第4段階</td> <td>住民税課税者(所得額200万円未満)</td> <td>基準額 × 1.25</td> <td>55,500</td> </tr> <tr> <td>第5段階</td> <td>住民税課税者(所得額200万円以上)</td> <td>基準額 × 1.5</td> <td>66,600</td> </tr> </tbody> </table> 第3段階が基準額 (2) 介護保険給付費準備金 第2期事業期間末における基金残額現在見込み 150,000,000 円		段階	対象者	保険料率	保険料	第1段階	老齢福祉年金受給者等	基準額 × 0.5	22,200	第2段階	住民税非課税者(世帯全員が非課税)	基準額 × 0.75	33,300	第3段階	住民税非課税者(本人が非課税)	基準額 × 1.0	44,400	第4段階	住民税課税者(所得額200万円未満)	基準額 × 1.25	55,500	第5段階	住民税課税者(所得額200万円以上)	基準額 × 1.5	66,600	保険料の納付 (1) 第1号被保険者(65歳以上の者) 所得段階別年額保険料 (円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>段階</th> <th>対象者</th> <th>保険料率</th> <th>保険料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td>老齢福祉年金受給者等</td> <td>基準額 × 0.5</td> <td>19,680</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>住民税非課税者(世帯全員が非課税)</td> <td>基準額 × 0.75</td> <td>29,520</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>住民税非課税者(本人が非課税)</td> <td>基準額 × 1.0</td> <td>39,360</td> </tr> <tr> <td>第4段階</td> <td>住民税課税者(所得額200万円未満)</td> <td>基準額 × 1.25</td> <td>49,200</td> </tr> <tr> <td>第5段階</td> <td>住民税課税者(所得額200万円以上)</td> <td>基準額 × 1.5</td> <td>59,040</td> </tr> </tbody> </table> 第3段階が基準額 (2) 介護保険給付費準備金 第2期事業期間末における基金残額現在見込み 40,000,000 円		段階	対象者	保険料率	保険料	第1段階	老齢福祉年金受給者等	基準額 × 0.5	19,680	第2段階	住民税非課税者(世帯全員が非課税)	基準額 × 0.75	29,520	第3段階	住民税非課税者(本人が非課税)	基準額 × 1.0	39,360	第4段階	住民税課税者(所得額200万円未満)	基準額 × 1.25	49,200	第5段階	住民税課税者(所得額200万円以上)	基準額 × 1.5	59,040
段階	対象者	保険料率	保険料																																																
第1段階	老齢福祉年金受給者等	基準額 × 0.5	22,200																																																
第2段階	住民税非課税者(世帯全員が非課税)	基準額 × 0.75	33,300																																																
第3段階	住民税非課税者(本人が非課税)	基準額 × 1.0	44,400																																																
第4段階	住民税課税者(所得額200万円未満)	基準額 × 1.25	55,500																																																
第5段階	住民税課税者(所得額200万円以上)	基準額 × 1.5	66,600																																																
段階	対象者	保険料率	保険料																																																
第1段階	老齢福祉年金受給者等	基準額 × 0.5	19,680																																																
第2段階	住民税非課税者(世帯全員が非課税)	基準額 × 0.75	29,520																																																
第3段階	住民税非課税者(本人が非課税)	基準額 × 1.0	39,360																																																
第4段階	住民税課税者(所得額200万円未満)	基準額 × 1.25	49,200																																																
第5段階	住民税課税者(所得額200万円以上)	基準額 × 1.5	59,040																																																
		当面はそれぞれの制度を存続し、次期事業運営期間に入る平成18年度から統一する。 第2期事業運営期間末に見込まれる基金残額の取扱いについては新市において調整する。																																																	

事務事業

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
23 介護保険事業の取扱い	介護給付費負担金(国庫)	介護給付費負担金(国費)	堺市制度で実施	法定事項
23 介護保険事業の取扱い	介護給付費負担金(府費)	介護給付費負担金(府費)	堺市制度で実施	法定事項
23 介護保険事業の取扱い	介護給付費交付金	介護給付費(社会保険診療報酬支払基金)	堺市制度で実施	法定事項
23 介護保険事業の取扱い	財政調整交付金	介護給付費財政調整交付金	堺市制度で実施	法定事項
23 介護保険事業の取扱い	財政安定化基金拠出金	財政安定化基金拠出金	堺市制度で実施	法定事項
23 介護保険事業の取扱い	介護保険事務費交付金	介護保険事務費交付金	堺市制度で実施	法定事項
23 介護保険事業の取扱い	居宅介護支援事業者研修	ケアプラン指導研修	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
23 介護保険事業の取扱い	介護保険事業状況報告	介護保険事業状況報告(月報及び年報)	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
23 介護保険事業の取扱い	介護サービス施設・事業所調査	介護サービス施設・事業所調査	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
23 介護保険事業の取扱い	介護事業経営概況調査		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
23 介護保険事業の取扱い	利用者支援システム		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
23 介護保険事業の取扱い	社会福祉法人利用者負担額減額補助事業	社会福祉法人利用者負担額減免事業	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
23 介護保険事業の取扱い	出前トーク		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
23 介護保険事業の取扱い	介護保険事業者ガイドブック	介護保険事業案内	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
23 介護保険事業の取扱い	介護保険課ホームページの活用	介護保険課ホームページの活用	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
23 介護保険事業の取扱い	介護保険事務内容の説明資料作成	介護保険事務内容の説明資料作成	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
23 介護保険事業の取扱い	国民健康保険団体連合会(保険者負担金)	国民健康保険団体連合会(保険者負担金)	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
23 介護保険事業の取扱い	大阪府国民健康保険団体連合会(審査・支払い業務委託)	国民健康保険団体連合会(審査・支払い業務委託)	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。

事務事業

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
23 介護保険事業の取扱い	国民健康保険団体連合会(保険者事務共同処理委託)	国民健康保険団体連合会(保険者事務共同処理委託)	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
23 介護保険事業の取扱い	国民健康保険団体連合会(第三者行為求償事務)	国民健康保険団体連合会(第三者行為求償事務)	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
23 介護保険事業の取扱い	自己作成ケアプランの管理		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
23 介護保険事業の取扱い	給付の適正化(請求明細の審査)	給付の適正化(請求明細の審査)	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
23 介護保険事業の取扱い	給付費通知	介護給付費通知	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
23 介護保険事業の取扱い	高額介護サービス給付費の勸奨通知	高額介護サービス給付費の勸奨通知	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
23 介護保険事業の取扱い	介護保険給付制限	介護保険給付制限	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
23 介護保険事業の取扱い	各種償還払い審査・支払い	各種償還払い審査・支払い	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
23 介護保険事業の取扱い	住宅改修費、福祉用具購入費	住宅改修費、福祉用具購入費	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
23 介護保険事業の取扱い	労災等他法との給付調整	他法との給付調整	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
23 介護保険事業の取扱い	住宅改修支援事業	住宅改修支援事業	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
23 介護保険事業の取扱い	被保険者の資格(取得、異動、喪失)管理	被保険者の資格(取得、異動、喪失)管理	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
23 介護保険事業の取扱い	被保険者証の交付	被保険者証の交付	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
23 介護保険事業の取扱い	住所地特例者の管理	住所地特例者の管理	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
23 介護保険事業の取扱い	適用除外者の監理	適用除外者の管理	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
23 介護保険事業の取扱い	居所不明者の管理	居所不明者の管理	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
23 介護保険事業の取扱い	介護保険料の特別徴収・普通徴収	介護保険料の特別徴収・普通徴収	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
23 介護保険事業の取扱い	介護保険料収納管理、口座振替	介護保険料の収納管理、口座振替	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
23 介護保険事業の取扱い	介護保険料の徴収猶予、減免管理	介護保険料の徴収猶予・減免管理	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。

事務事業

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
23 介護保険事業の取扱い	介護保険料の過誤納還付事務	介護保険料の過誤納還付事務	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
23 介護保険事業の取扱い	介護保険滞納処分	介護保険料滞納処分	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
23 介護保険事業の取扱い	要介護認定事務	要介護認定事務	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
23 介護保険事業の取扱い	認定調査事務	認定調査事務	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
23 介護保険事業の取扱い	堺市介護認定審査会	美原町介護認定審査会	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
23 介護保険事業の取扱い	苦情・相談対応	苦情・相談業務	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
23 介護保険事業の取扱い	訪問調査員研修	訪問調査員研修	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
23 介護保険事業の取扱い	堺市介護認定審査会委員研修	美原町介護認定審査会委員研修	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
23 介護保険事業の取扱い	主治医意見書作成料・基本診療料支払事務	主治医意見書作成料・基本診療料支払い事務	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
23 介護保険事業の取扱い	市外認定調査委託契約事務	認定調査委託契約事務	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
23 介護保険事業の取扱い	ケアマネ資格取得支援事務	介護支援専門員研修	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
23 介護保険事業の取扱い	堺市介護相談員派遣事業		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
23 介護保険事業の取扱い	介護保険システム管理	介護保険システムの保守・管理	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。

使用料、補助金、負担金等

専門部会名 2健康・福祉専門部会(福祉)

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
23 介護保険事業の取扱い	ケアマネ資格取得関係負担金	介護支援専門員研修負担金	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
23 介護保険事業の取扱い	国民健康保険団体連合会介護保険負担金	国民健康保険団体連合会負担金	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
23 介護保険事業の取扱い	住宅改修支援事業	美原町住宅改修支援事業費補助金	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。

関係団体、組織等

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
23 介護保険事業の取扱い	堺市介護認定審査会	美原町介護認定審査会	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
23 介護保険事業の取扱い	介護支援ネットワーク協議会・さかい	美原町居宅介護支援事業者連絡協議会	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
23 介護保険事業の取扱い	中核市連絡会 介護保険情報交換会		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。